

第十六回 通常総会 特別講演

日時…平成十八年五月二十三日
場所…札幌市共済ビル

新たな基本計画と北海道農業
WTO最新情報を踏まえて

愛媛大学 農学部 教授 村田 武

ご紹介いただいた村田でございます。第十六回の北海道地域農業研究所総会における特別講演にお招きいただき、ありがとうございます。たくさんの方にお集まりいただきましたが、このテーマは私にとっては少し重いテーマです。「新たな基本計画と北海道農業」というのは太田原所長から依頼されたのですが、北海道農業を真正面から論じられるわけではありません。昨年の三月までいました九州大学の北九州、福岡県、佐賀県、熊本県の米麦二毛作地帯からこの

新たな基本計画をどう見るか、とりわけ品目横断的経営安定対策をどう見るかということと考えると、北海道が間接的に浮かび上がってくるというふうにご理解いただいて、お聞きいただければ大変ありがたいわけです。

この新たな基本計画をめぐって、皆様方は農水省パンフレット「雪だるま」をご存知ですね。この「品目横断的経営安定対策のポイント」を農水省のホームページにアクセスしますと、もうヴァージョ

村田 武（むらた たけし）氏



昭和 17 年 福岡県北九州市に生まれる
 昭和 41 年 京都大学 経済学部卒業
 昭和 44 年 京都大学大学院経済学研究科 博士課程
 中退
 昭和 44 年 大阪外国語大学ドイツ語学科 助手
 その後講師、助教授
 昭和 56 年 金沢大学経済学部助教授
 昭和 61 年 同 教授
 平成 10 年 九州大学大学院 農学研究院 教授
 平成 17 年 愛媛大学 農学部 教授（貿易政策研究室）

ン七になっています。これが今年の三月七日版で、カラーで相当詳しく出てきます。この平成十七年から十八年にかけての冬に、しっかり農村、集落で議論をする、議論をして欲しいという意味での「雪だるま」なんだということです。

結論から言うと、この品目横断的経営安定対策というのは、北九州米麦二毛作地帯と北海道畑作地帯を差し当たり対象にした対策なのかというふうに考えたりもします。なぜ、米・麦・大豆・てん菜とでん粉原料用ばれいしよなんだろう。でん粉原料用にはちゃんとうと甘蔗、すなわちサツマイモもあるぞとか、待てよ、日本の食料自給率を上げていくためにはもつと飼料作物の問題を重視すべきでないのか。民主党の法案はナタネをあげてきていますね。きわめてこの農政の転換は政治的でありまして、私は構造改革農政という言い方で、この新たな基本計画に対して批判もし、こうするべきだという提案もしているところです。今日は後半、なるべく具体的な提案部分に時間を取りたいと思います。

一、WTO（世界貿易機関）はどうなっているか

それでは早速、本論に入らせていただきます。本日の講演に「WTO最新情勢を踏まえて」という副題がついています。まさにWTO

ドーハ・ラウンドがどうなるのかということが、この構造改革農政にとつては非常に重大です。

ここでは要点だけを先ず確認します。WTO、すなわち世界貿易機関はどうなっているのかということです。一つには、WTOの国連化現象です。もう一方で、WTOは貿易紛争解決機能を非常に強めています。ガット時代とは相当違うということの中で、WTO事務局の焦燥感がメディアでも伝えられております。

先ず一つ、WTOにおける途上国の存在が一九八六年に開始されたウルグアイ・ラウンドの段階とは決定的に異なるわけです。ドーハ・ラウンドの交渉の主導権が「新四極グループ」と言われる、アメリカ・EU・ブラジル・インドに握られています。その中で、先進国が途上国に対して鉱工業品の関税削減やサービスの市場開放を迫り、途上国側では先進国のこの要求に対抗して、米国の農業補助金大幅削減や日欧の農産物関税大幅削減での譲歩を迫ってくるという状況になっています。ブラジルの要求は高関税品の七五〇％の関税削減です。日本などG10食料純輸入国グループというのは、四五％で動弁してくれよということと交渉していますが、途上国の要求が非常に強いわけで、それも一四〇何力国というWTO加盟国の三分の二強は途上国なんです。その中で全体としてWTOが国連総会型の状況を呈してくるという中で、アメリカがFTA、すなわち自由貿易協定の締結に動くわけです。

そうするとWTO事務局は、米国を先頭に各国がFTAの締結に狂奔している動きに焦燥感を隠せません。つまり、WTOの補完機能的であったFTAやEPA（経済連携協定）が、WTOの無差別多角的自由貿易を二国間の特惠関税が凌駕する事態を生み出しつつあるわけです。WTO事務局にとっては悩ましいわけです。

他方で、アメリカにとつても貿易紛争解決機能を強めてきたWTOは厄介な存在になってきました。

米国の綿花プログラムが、ブラジルによるWTO提訴で完全敗北をしました。二〇〇四年九月紛争処理委員会裁定、同十二月に上級委員会確定となりました。アメリカの持っている国内のマーケット・ロイヤリティ支払い、市場損失支払い、価格下落相殺支払いなど、一九九六年、二〇〇二年の農業法で、アメリカが装備している国内農業対策はいずれも農産物輸出国の輸出補助金に相当するものであって、救済・相殺対象補助金に相当するので悪影響をもたらしており、したがって除去するか、もしくは撤廃せよということとです。

さらに輸出信用の一部や、綿花の輸出向け購入者への助成金も輸出補助金であるので、これも同様に廃止せよとの裁定でした。これは、いわばアメリカにとつての国内農業法の最新の保護システムの根幹が、WTOで黒の裁定を受けたということです。これは穀物や油糧種子政策にも共通しますから、アメリカにとつては大変悩ましい事態がWTOに関して起こってきているわけです。

表 1 関税引き下げ方式の主な提案

	G 10	EU	G 20	米国
75%	45%削減	60%削減	75%削減	85~90%削減
50%	37%削減	50%削減	65%削減	75~85%削減
20%	31%削減	45%削減	55%削減	65~75%削減
	27%削減	平均35%削減	45%削減	55~65%削減
	上限関税なし	上限関税100%	上限関税100%	上限関税75%

階層ごとに定率で削減することで収束の方向。米国は定率削減の提案をしていない

そう見えます。そういった中で、農水省は農業交渉の重要品目の取り扱いで、G10としての提案として「重要品目の低関税輸入枠の拡大を五〜三五%広げる」という新提案を先月にしました。これは二〇〇五年十二月の香港閣僚会議で示した提案を具体化したものとされています。関税引下げと輸入枠拡大を組み合わせ、関税引下げ率を大きくすれば、ミニマムアクセスの拡大を抑えることができる

米国は元々WTO設立には反対でした。クリントン政権は反対しているのです。WTOの設立は、イタリアやカナダが提起したものでした。クリントン政権は、カナダとメキシコとの間の北米自由貿易協定を締結できたということで、先進三極間の、つまりEUや日本との競争において優位性を確保できるという判断の下で、WTOの設立をしぶしぶ認めたということなのです。ここにきてプッシュの政権はWTOに距離を置きはじめ、FTA重視にさらに傾斜しようとしています。アメリカ議会が交渉権限を与えた貿易促進期限TPA (the Trade Promotion Period) が、来年の六月末に切

れてしまうのです。そうすると今年内にドーハ・ラウンドを最終合意できないと、議会で承認作業などが間に合わなくなり、ラウンドが事実上ストップするという事態を今迎えているわけです。そういう中でプッシュ政権は、連邦財政赤字のもとで、二〇〇七年農業法での補助金削減をめざしています。農産物輸出ドライブをさらにかける戦略をとろうとしています。財政がもう許さないうすね。輸出ドライブをかけて補助金をカットしたいということです。何のことはない、ドーハ・ラウンドでは、輸入国側に市場をさらに開放させるということで成果を上げて逃げ切る動きに出ている

表2 重要品目をめぐる主要国の主張

	数	取 り 扱 い			
		原則	関税削減と輸入枠のスライド	関税削減の緩和(※)	輸入枠の大幅
G10 (日本)	15%	一般品目より小さい市場開放	スライド方式を主張	1-2	現行輸入枠の20%が基本。国内消費量に占める割合に応じて調整
EU	8%		スライド方式を主張	1-3、2-3	現行輸入量の一定割合(最低5%、最高32%)
G20 (ブラジル)	有税品目1%	一般品目と同等の市場開放	限定的なスライド方式	7-10、10-10	消費量の6%+関税削減を免れる分
米国	1%		スライド方式を否定、または極めて限定的なスライドを容認か	3-5	消費量の4%+関税削減を免れる分

※一般品目に適用する削減率からの緩和。例えば、一般品目の関税削減率が60%で、重要品目にしたときの緩和を3分の1とした場合、重要品目の関税削減率は20%となる

というスライド方式です。これは少しややこしいので、簡単に解説しておこうと思います。「日本農業新聞」は、この新提案を輸入国側から具体化案を示すことで、輸出国圧力に対抗して議論の主導権の確保を狙ったものだという解説記事を書きました。「MAミニマムアクセス拡大を防ぐ道を残す」という見出しを付けていますが、さてどうでしょう。現行の米関税は1kg当たり三四一円。これを従価税に直すと七七・八%。ミニマムアクセス量が七六・七%。これと

表1「関税引下げ方式の主な提案」をみてください。G10提案では上限関税なしで現行の関税率を四階層に区分して、関税率七五%以上の関税品については四五%削減だということです。関税三四一円、従価税換算で七八%の米は、これに相当します。そうすると、一般品目の場合は四五%削減を提案。重要品目については輸入枠が消費量の五〇%の品目の場合、日本の米は輸入枠(ミニマムアクセス)が現在七・二%、提案している一般関税削減率四五%の五〇

表3 G 10の新提案「スライド」方式

	関税削減率	関税率(円/kg)	関税割当拡大率	MA枠(万トン) ()は現行対比
現行	—	341	—	76.7
①	$45\% \times 0.5 = 22.5\%$	264.2	20%拡大	92.0 (+ 15.3)
②	$45\% \times 0.8 = 36\%$	218.2	5%拡大	80.5 (+ 3.8)
③	$45\% \times 0.2 = 9\%$	310.3	35%拡大	103.5 (+ 26.8)

MA：ミニマムアクセス

%とミニマムアクセス枠拡大20%を基本にしています。表2「重要品目をめぐる主要国の主張」で一番上段にG10とあって、一番右端に輸入枠の拡大というのがあります。現行輸入枠の20%が基本となっています。提案している関税削減率45%の50%を削減し、その代わりミニマムアクセス枠を20%拡大するという主張です。

そして第二案は、関税削減率45%の80%を削減する。その代わりミニマムアクセス枠を5%拡大に留める。第三案は関税削減率45%のわずかに20%削減だったら、ミニマムアクセス枠を35%拡大する。この三つの選択肢を提示しているわけです。関税削減率50%つまり二分の一削減の場合には枠拡大20%。そうすると関税削減率は45% \times 0.5で22.5%になる。従って関税は341円 \times (1-0.225)で264.2円。その代わりミニマムアクセス枠20%拡大で76.7万トン \times 20%で92万トンになるという方式です。これを第一選択肢にして、第二、第三選択肢をあえて表にしてみると、第一選択肢では関税率が264.2円、第二で218.2円、第三で310.3円、第三で310.3円あたりになっています(表3)。このあたりの数字は、後で米にゲタを履かせるのか、履かせないかという大事なところに関わってきますので、あえてこの数字を出しています。

つまり日本は、このスライド方式なるもので上限関税を設定させずに、何とかアメリカなりブラジルあたりを説得にかかっているわ

けです。ということとは、このG10新提案では、消費量減少によるMA米を減少させるという主張はもう放棄するということです。七六万七千トという現行ミニマムアクセスを下げるという、当初消費量に応じて下げるべきだとふうに言っていたものが飛んでしまって、これはどう見ても、MA枠は現行の七六万七千トより増えざるをえないという提案で妥結しようとしているということです。

そこでドーハ・ラウンドは、この七月に決着かということです。重要品目の枠と取扱いで、G10は一五%で一般品目より小さい市場開放を提案する。こういう中で重要品目の取扱い方式でのG10新提案を認めさせる代わりに、日本政府は関税引下げ方式と重要品目の枠で譲歩に追い込まれる可能性があるわけです。小泉内閣は大丈夫でしょうか。プッシュ大統領と話をして、とんでもない妥協をして帰ってくるのではないだろうかと心配です。

二、農業開放を求める財界に小泉内閣は「構造改革 農政」で応える

そついで、農業開放を求める財界に対して、小泉内閣は「構造改革農政」で応えるという事態を迎えています。この間、農業開放、農業構造改革要求を財界がずっと強めてきました。「東アジア共

同体」構想を掲げてのアジア諸国とのFTA・EPA締結が農業開放を迫っています。簡単に振り返ってみても、(社)経済同友会が二〇〇三年四月の提言で「自由貿易協定を核に東アジアの経済連帯を―日本は実現に向け、率先垂範すべし―」だとしました。提言第二章「東アジアの経済連帯に向けて日本の取るべき重点施策」は、国内における経済構造改革の手綱を緩めず、農業は「従来のような農業を守る」という発想を根本的に改め、グローバルな競争を通じて、強い農業を作る方向」を要求します。(社)日本経済調査協議会(日経調)は二〇〇四年五月の政策提言「農政の抜本改革：基本指針と具休像」を発表しました。これが「アジアの世紀を生きる日本の農業」と題する結びで、「共通農業政策のアジア版とも言うべき農業と食料をめぐる国際的な連携」を要求する。ところが、わが国を言わずにアジア水田農業の固有の特質」をWTO農業交渉やFTA交渉に反映させるべきだとしていながら、欧米型の構造改革、しかも中小農民を排除して「改革心のある農業者」だけに、テカップリング型担い手経営支援策を行うべきだとする矛盾をさらけ出します。

農水省は、こうした動きの中で「みどりのアジアEPA推進戦略」(二〇〇四年十一月)をまとめ、アジア諸国とのEPA締結を農業国際分業で推進するというふうな動きになっています。アジアにおける農業国際分業を推進するという、その中で日本の農産物の輸出振興というものも声高に出てくるわけですけれども、譲るべきとこ



ろは譲るといふ形での国際分業の推進が「みどりのアジアEPA推進戦略」(二〇〇四年十一月)として出されてきております。これについては、私は、少し詳しい論評を「現代東アジア農業をどうみるか」(筑波書房ブックレット)で書いております。

こうした動きに呼応して、WTO農業交渉での妥協を求めて、「構造改革農政」推進の世論形成を担うメディアや論者が登場しています。その特徴は、EUの農政改革、直接支払いに学んで構造改革と農業財政の削減をすべきだという提言ですね。毎日新聞は、昨年十二月二十日付けで社説を掲げました。「ドーハ・ラウンド、日本も気合を入れる時だ」ということで、「日本は懸塚戦を続けていては、ドーハ・ラウンドの成功はおぼつかない」ので、「農業交渉は、余剰農産物の輸出競争を繰り広げてきた米欧の和平交渉の性格が強い。その中でEUは交渉を利用し、枠内の農業改革を進め、農業予算の大幅な削減に成功してきた。日本の場合、内外価格差が大きいコメなどの製品の保護は必要だが、欧州のように、ドーハ・ラウンドの交渉を農業改革に生かすしたたかさも必要だ」というのです。

ここに見られる論調は、WTO自由貿易の外圧の受入れによって、国内農産物価格が低下する、ないし引き下げる↓直接支払いで専業農家をバックアップする、兼業農家は離農してもらう⇨農業構造改革が進む⇨日本農業の国際競争力が上昇するという図式を描いているんです。「新たな基本計画」が推進するという、これが構造改革農

政の見取り図です。まさに毎日新聞の社説はよく見ているわけです。EUにとっては農業財政の削減が最大の課題であり目的だということ。その方式が価格支持から直接支払いへという転換だということなのです。

EUは、一九九三年以来、農産物価格政策の支持水準を、もう完全に国際価格水準に切り下げてきました。穀物はまさにアメリカ産穀物のコスト水準に引下げられています。それに対して直接支払いによって所得を補填する方式に転換し、二〇〇〇年以降は、さらにそれをデカップリング化していく方向を、共通農業政策改革として進めています。昨年二〇〇五年から開始されているのが、個々の品目別に面積当たりで支払ってきたものを農場単位支払いに転換する方式です。シングル・ペイメント・スキームと言っています。今回の日本の品目横断的経営安定対策のモデルです。もう一つは、環境支払い化、英語でグリーンング、つまり緑化です。

直接支払いの水準は、面積一畝当たりで三〇〇ユーロとか三五〇ユーロ、したがって四万三千円から五万円ぐらいになります。この支払い水準ですと、経営規模が三〇ないし五〇畝以下といった中小経営はまったく持ちません。農産物価格水準を国際価格並みに引き下げていっていますからね。あまりの経営危機に一部手直しをせざるをえなくなっているのが現実です。その典型が酪農部門です。ヨーロッパの家族経営の典型は中北欧の酪農経営ですが、その典型が搾

乳牛八〇〜一〇〇頭です。そして雇用労働力を年一人雇い、夏場は学生や高校生をアルバイトに入れて、自給用飼料穀物を収穫してサイク詰めします。乳価は1kgが四五〜五〇円です。一九八四年から開始した生乳生産割当を廃止できないなかで、去年生産者に生乳1kg三・五五セントの直接支払いを初めて導入しました。バターや脱脂粉乳に対する介入価格支持で、間接的に生乳価格を支持してのですが、それでは酪農経営の危機に対応しきれず、生乳に対する直接支払いを導入したのです。三・五五セント、一ユーロ（一〇〇セント）のレートが一四五円ですから、五円一五銭になります。ということは、生乳価格の一割強を上乗せしています。不足払い的に、生産者乳価の一割強を上乗せせざるをえなくなっているということなのです。

そういう中で、さらにデカップルする直接支払いの対象はすべての経営です。小規模農家は、従来通り優遇措置としての休耕義務の免除を維持して支払い対象としています。今回の品目横断的経営安定対策が、農業構造改革のために直接支払いの対象を限定するといった考えはありません。そもそも、「農業の担い手」といった言葉がありません。しかし、価格支持水準の引下げのなかで、条件不利地域に多い中小経営は本当に苦しくなってきました。過疎・高齢化問題がわが国と同じように発生しています。

一九九〇年代以降のこの一五年間のヨーロッパの農業構造の変動

はすごいものです。フランスの農業経営は六〇万経営を切りました。旧西ドイツ地域では、一九四九年農業センサスで農業経営は一四〇万経営を数えましたが、今日では四〇万経営を切ってしまいました。村をあちこち訪ねてみると、農業をやっているのは五軒に一軒、一〇軒に一軒しか残っていない。この農家はどうしているのかと聞いたら、驚きました。「メキシコに行った」ということでした。今でもドイツの農村から南米への移民があるんです。また、農業移民の動きがオランダから旧東ドイツや中東欧に向けてあります。オランダは地価が高いし、家族経営としてやっていくのが大変ですから、例えばハンガリーやチェコに出て行けば、オランダで得た資金で土地は一〇倍以上買えますから、一挙に家族で二〇〇畝ぐらいをチェコで買入れ、そこで農業をやるという動きが起っています。

したがって、農業環境支払いと地域政策で必死になって条件不利地域を支える以外にないということで、農業財政支出の重点を、個々の経営に対する支払いから、農業環境政策、地域対策に振り向けていくというシステムにEUは向かっています。そういう中で、EUの農政改革を丸ごと上出来だなんていうことは許しません。ヨーロッパの現実は違います。農業が本当に深刻な状態になっているなかで、必死になってフランスを先頭に農民運動が頑張っているのですが、以前の農業保護水準を維持できなくなっているのです。そのなかで、個々の家族農業経営としての存続がなかなかままならない

という事態の中で、EUは存在していることを知らなければなりません。

三、「新たな基本政策」：品目横断的経営安定対策の制度上の問題

(一)「米政策改革」下の北九州と北海道の水田農業

さて、話を日本に戻します。二〇〇五年三月に発表された新たな食料・農業・農村基本計画は、旧計画の見直しの域を超えた大がかりな農政改革です。国境措置に過度に依存しない政策体系への移行と、「望ましい農業構造」への構造改革に、食料自給率の向上が加わったものです。中軸的な政策ツールとして品目横断的経営安定対策が具体化されました。この対策はそれらの目標のうち、国境措置を低めた政策体系そのものの中軸であると同時に、その低い国境措置のもとで、第二の構造改革と、第三の自給率の向上を同時に達成するという原理的に困難な課題を実現するための切り札です。

しかし、構造改革を実現してこそ自給率向上が達成されるという政策的な論理構成をとっているわけですから、どうしても構造改革の優先度が高くなり、そのため同対策は対象を「担い手」に限定す

表4 地域別の米生産費と収益性 (2002～03年産平均, 販売農家)

(単位: 円)

		収益性指標		10 a 当たり費用・粗収益				50kg 当たり		
		粗収益/ 費用合計	1日当たり 所得	労働 時間	費用合計	粗収益	収量 (kg)	小作地 農勢地代	全算入 生産費	生産物 価格
二〇〇二—〇三年産平均	全国	1.106	14,210	31.97	125,715	139,093	511	19,641	17,990	16,077
	都府県	1.107	14,209	32.61	127,318	140,998	512	19,864	18,169	16,247
	東北	1.295	20,117	28.23	112,389	145,499	535	23,338	15,897	16,053
	北陸	1.290	20,464	29.62	128,131	165,259	522	21,978	18,255	18,788
	関東・東山	1.151	15,427	33.64	119,551	137,627	509	22,343	17,458	16,058
	北海道	1.084	14,705	21.11	95,974	104,012	473	14,696	14,425	12,737
	九州	0.969	9,355	35.22	128,400	124,417	477	19,542	19,197	15,177
	東海	0.915	8,824	33.92	143,212	131,094	489	12,746	20,477	15,894
	近畿	0.857	8,076	36.19	154,677	132,537	507	12,960	21,428	15,445
	中国	0.829	5,888	42.11	152,285	125,178	499	10,539	21,097	14,909
	四国	0.822	5,742	40.91	148,872	122,353	484	17,432	22,012	14,907

資料: 「米及び麦類の生産費」

注: ゴシック数字は、全国平均値を超えるものである

るところに特徴があるわけです。こうして同対策は麦・大豆・てん菜・でん粉原料用ばれいしょについて、これまでの生産出荷者を対象とした品目別の生産数量と直結した支払い、あるいは価格支持が措置されてきたものを転換する。こういう新しい品目横断的経営安定対策というふうに出てきたんです。農業基本法以来構造農政というのは展開されてきましたけれども、補助金支援の対象を限定するというのはまさに初めてのものです。

これは私は、憲法第十四条(法の前の平等)に違反していると思っ
ているんです。外圧で影響を受けるのは農業生産者はみんな受ける
にもかかわらず、担い手を特定して対象とする。もし対象から外れ
た生産者が、「農業の担い手」規定をめぐって集団訴訟を起したらど
うなるでしょう。

さて、この問題を措くとして、この新たな基本政策、品目横断的
経営安定対策の制度上の問題はどこにあるでしょうか。

(二) 北九州における「担い手」稲作経営の現実

以下では、品目横断的経営安定対策の制度上の問題を、北九州に
即して見てみます。

第一に、「米政策改革」下の北九州水田農業をどう見るかです(表
4)。(これは、九州大学農学部磯田宏助教授の分析です。地域別の
米生産費と収益性の動きをみると、米生産、稲の作付面積の農業地

域別シェアが、北海道も北九州も低下をできてきていることを先ず確認できます。北海道が七・七％から七・〇八％、北九州が九・二四から九・〇八％という、数年の間にながら下がってきています。そうして、稲作費用・収益構造を米生産費調査で見て生産力競争パターンから見たらどうなるかということです。

北海道はかつての最低コスト・低粗収益・高収益性パターンだったと見られます。北海道の稲作というのは最低コストで、粗収益は低けれども、収益性は高かったというパターンが米価のいっそうの低下で発揮しえなくなっている。収益性（粗収益／費用合計）では、北海道は、全国平均の一・一〇六倍を下回り、東北・北陸・関東・東山の下にくるわけです。九州はもっと下がっています。九州は収益性で三位だったのですが五位に下がりました。かつて九州は、低コスト・中位粗収益パターンでした。これが、一方で二毛作を背景とする償却費の低さが失われて、コストが全国平均よりも高くなります。他方で、米販売価格の産地格差が拡大する中で、生産者受取り価格が平均以下になって収益性ポジションを低下させているというのが北九州です。

こういう中で、北九州における「担い手」の稲作経営の実態はどうでしょう。稲作四割減反の北九州では、複数市町村にまたがる広域であろうとも、ともかくも農地を集積して二〇畝水準になるとい

的に農地を集積することは極めて困難です。一市二町、二市二町と広域的に農地を必死になって集積していく。同時に麦作を期間借地で拡大する、また野菜複合でいく。

具体的な例を次に挙げます。前原市のA農家です。詳しいデータは、ご本人からも了解を得ておりますが、現在、全国稲作経営者会議の会長さんです。自作地三畝、借入地一六・六畝、裏作期間借地一・五畝の二〇畝規模の大規模稲作経営です。農業労働力は、本人と長男の二人が中心で、農繁期は親戚の労働力調達や大学生臨時雇いで補っています。

このA農家は、福岡県下でも最も効率的に農地を集積しています。借入地一六・六畝は、近隣の地権者二七名、総数五〇枚、通作時間五分以内で全て集積できています。トラクターやコンバインを運ぶトラックがいりません。これは例外中の例外です。農地集積が広域化しているC農家については、時間がありませんので割愛します（表5）。A農家に戻ります。米麦二毛作経営で、二〇〇二年度の作付面積は、水稻一三・一畝、小麦一四・二畝、大麦六・七畝、ホールクroppサイレージ米六・三畝でした。転作にはこのホールクroppサイレージ米六・三畝、麦二・二畝で対応しています。作付け品種の多様化による経営リスクの回避と労働配分が工夫されており、水稻は夢つくし・ヒノヒカリ・ミルキークイーン・レイホウの四品種、小麦はイワイノダイチ・チクゴイズミ、大麦はアサカゴールド・ほう

表5 C農家の圃場内訳

行政区	集落	枚数	面積 (a)	平均面積 (a)
I	①	29	358.9	12.4
	②	1	21.4	21.4
	③	6	63.4	10.6
	④	12	144.4	12.0
	⑤	19	132.4	7.0
	⑥	6	63.3	10.6
	⑦	19	236.5	12.4
	⑧	10	222.4	22.2
II	⑨	8	181.0	22.6
III	⑩	1	23.0	23.0
計		111	1446.7	13.0

資料：C農家からの提供資料により作成

表6 A農家の麦作収益

(単位：円)

項目	農業経営全体	うち麦にかかわる部分		10a当たり換算
粗収益	30,586,240	麦売渡代金	3,296,423	15,788
		自家消費等	306,070	1,465
		副産物(くず麦)		
		麦作経営安定資金	7,427,373	35,572
		契約生産奨励金	382,526	1,832
		小計	11,412,392	54,657
経営費	19,644,369	種苗費	215,922	1,034
		肥料費	2,138,852	10,243
		農薬薬剤費	797,070	3,817
		光熱動力費	387,953	1,858
		その他の諸材料費	127,470	610
		土地改良費	445,000	2,131
		賃貸料・料金	1,631,911	7,815
		建物費	290,559	1,392
		農機具費	1,496,094	7,165
		雇用労働費	0	
		支払い地代	706,491	3,383
小計	8,237,322	39,450		
所得	10,941,871	3,175,070 (所得率 27.8%)		15,206

資料：福岡県福岡地域農業改良センターの作成したデータによる

表7 経営面積3ha以上農家とその他の事業体による水田、稲、麦、大豆の集積シェア
(2000年センサス、都府県と北九州)

(単位: %)

経営耕地規模(農家)		水田面積	水稻		麦類		豆類作付面積	
			作付面積	集積面積	作付面積	集積面積		
都道府県	農家	3.0～5.0ha	12.5	12.4	13.1	15.4	14.7	12.5
		5.0～10.0	7.7	0.8	2.3	12.0	15.2	10.7
		10.0～15.0	1.8	1.7	2.1	4.2	5.4	3.9
		15.0ha以上	1.7	1.8	2.0	5.6	7.5	6.2
		3ha以上農家計	23.7	16.7	19.4	37.3	42.8	33.3
	農家以外の農業事業体		1.5	1.1	1.2	8.1	8.6	12.9
	水稻作サービス事業体		—	—	4.0	—	—	—
	麦作サービス事業体		—	—	—	—	9.1	—
	合計		25.1	17.8	24.6	45.4	60.5	46.1
	北九州	農家	3.0～5.0ha	12.0	11.5	12.3	20.0	17.6
5.0～10.0			6.0	5.7	6.4	13.0	6.3	9.9
10.0～15.0			1.0	0.9	1.1	2.8	1.0	1.9
15.0ha以上			0.6	0.6	0.7	1.9	0.4	1.2
3ha以上農家計			19.5	18.8	20.5	37.6	25.3	29.0
農家以外の農業事業体		0.7	0.5	0.6	1.1	1.0	1.9	
合計		20.2	19.3	25.0	38.7	30.4	30.9	

資料：2000年農業センサス『農家調査報告書総括編』、『農家調査報告書農家分類編』、『農家以外の農業事業体調査報告書』、『農業サービス事業体調査報告書』

注：1) シェアは、水田面積と水稻作付面積については、総農家と農家以外の農業事業体の合計面積に対する比率。その他は販売農家と農家以外の農業事業体の合計面積に対する比率とした。

2) 農家以外の農業事業体は販売目的のもの。

3) 農業サービス事業体は、航空防除のみを行なうもの以外の事業体。

4) 「集積面積」とは経営耕地への作付面積に、作業受託面積を加えたもの。

作業受託面積としては、以下のものをそれぞれ計上した。

農家の水稻は耕起・代かき、田植、稲刈・脱穀の3作業の平均面積、麦は受託面積。

農家以外の農業事業体と農業サービス事業体の水稻は同上3作業、また麦は耕起、播種、収穫の3作業の、それぞれ平均面積。

しゅんといこうじです。

こういう組み合わせをしながら粗収益はどうでしょうか。水稻一三・一畝の反収は七・二俵。ヒノヒカリ一俵価格一万四、五〇〇円。これは稲経の補てん金一、六一〇円を含めて水稻粗収益一、三七三万円、転作物の収益、転作奨励金一〇万六千四、〇〇〇円を加えて五四四万円、総合計は一、九一七万円になります。麦作は福岡県産小麦チクゴイズミ等で、一kg当たり三三三〇銭でした。麦作経営安定資金が同じく一kg当たり一〇五円七八銭。大粒大麦アサカゴールド一等で二八円三四銭。経営安定資金が八九円七八銭。安定資金の対象でないヒール麦は一四六円で売られています。麦の収益は小麦収量三七二kg、小麦面積一四・二畝で、生産量五万二、八

二四kgで、経営安定資金を加えて収益七三四・六万円、大麦収益二九四・四万円、麦類合計収益一、〇二九万円です。しかし麦作経営安定資金を除くと、小麦一七五・九万円、大麦七〇・六万円、合計二四六・五万円にしかありません。麦作経営安定資金が麦類合計粗収益の七七%を占めているわけです。

表6は、A農家が二〇〇二年度麦作共励会全国大会の個人の部で農林大臣賞を受賞した際のデータです。農林大臣賞をとった麦作の収益の七七%は奨励金、助成金であるわけです。これが現実です。これが北九州における稲作経営のトップ層、最も効率的な経営です。A農家もC農家も認定農業者です。品目横断の対象になる経営です。

(三) 品目横断的経営安定対策の「担い手」限定と助成対象外農家の対応

品目横断的経営安定対策の「担い手」限定と助成対象外農家の対応に関して、北九州の動きをみます。表7は、経営面積三ha以上農家とその他の事業体による水田、稲、麦、大豆の集積シェアです。これは都府県と北九州しか挙げていませんが、麦類では三割以上農家層のシェアが作付面積で三七・六%、集積面積二五・三%です。表8は農水省の「集落営農実態調査」による法人化、「主たる従事者」経理一元化の状況等を見たものです。

北九州ではこの品目横断の対象になるのは、この表の数値から見てもせいぜい四割水準です。ここで北九州というのは、福岡県、佐賀県、熊本県の三県ですが、先ず福岡県で見ます。JA福岡中央会の水田営農部からもらったデータですが、福岡県産麦（ビール麦を除く）における三月末現在の状況でどうだったか。平成十五〜十七年産の三カ年平均麦作面積は一万七、一一五haです。これは北海道の麦作に次いで、福岡県、佐賀県が県別でいえば全国最大の麦作地域です。上記のうちグタ対策の対象となると見込まれる確定面積が六、三五ha。内訳は、認定農業者で四、七八ha、八三二名。集落営農組織で一、五七〇ha、一二七組織。カバー率三七%。地域によって対応にバラツキがありますから、この七月末までの二カ月間で何とかJAグループは八割まではカバーするように頑張りたい、見通しはある。しかしやはりなかなか厳しいということでした。

福岡県北部の糸島半島や福岡市に隣接する筑紫平野であれば、これは八割以上はいけるだろうけれども、ずっと南の筑後平野、筑後川の中・下流域になってくるとそうはいかないだろうというように見ております。しかし、すでに福岡県JAグループは三月末展開でどこまでいっているよということ市町村別にちゃんとグラフ化して、品目横断の対象、認定農業者なり集落営農なり面積を全部計上しているということです。というのは、今年十八年秋まき麦を播種

表8 農水省「集落営農実態調査」による法人化、「主たる従事者」経理一元化等の状況

(単位：%)

	集落営農 総数	農業集落 総数比	法人化状況		
			法人	法人化計画	計画策定 予定なし
都府県	9,667	7.5	6.4	15.2	78.4
北九州	1,402	9.7	2.7	19.4	77.9
福岡	482	13.9	3.1	22.4	74.5
佐賀	323	17.7	—	5.9	94.1
	「主たる従事者」の状況				
	その人数別集落営農数構成比				目標所得設定 なし
	いない	1～2人	3～4人	5人以上	
都府県	48.3	10.8	11.3	29.7	90.8
北九州	50.6	6.5	11.6	31.4	95.1
福岡	93.8	1.0	1.7	3.5	93.6
佐賀	23.2	0.3	10.2	66.3	95.4
	経理一元化状況		共同名義出荷状況		
	何らかを 一元化	生産物 出荷販売	何らかを 実施	全作物 実施	予定なし
都府県	72.8	28.8	26.5	7.9	67.7
北九州	83.5	18.3	14.8	3.4	72.8
福岡	96.7	20.5	17.0	2.7	71.8
佐賀	96.0	14.9	4.0	0.3	78.6

資料：農水省『集落営農実態調査結果の概要（平成17年5月1日現在）』2005年6月

注：「法人化計画」とは法人化の計画を既に策定しているか、策定をしていないが予定ありを加えたもの

する段階で、品目横断に参加する農家なり集落営農組織を登録するわけですから、もうこれをやっておかないと間に合わないということで、必死に走っているわけです。そういう中で、どういう対応を行うのかの確認がまだ行っていない個別農家が、六三四人、一、九九五鈴、組織が五六組織あります。麦作をやっている農家が残っているということです。

そういう中で、必死になって都府県の四鈴基準を引下げようという運動を去年からやってきたわけです。その例が「所得確保の場合の特例措置」での複合経営対応です。とくに裏作野菜複合経営です。例えば四鈴のケール栽培、キャベツ栽培といったものが裏作で入っています。福岡県農業構想における所得目標は四七〇万円です。複合経営農家としての政策支援対象要件、これは所得目標二分の一以上で、所得二三五万円以上で面積要件は対象品目が三分の一以上だということになりますから、一・五鈴経営規模でもハウストマト五〇坪、水稲一鈴、裏作麦一鈴であれば、要件は軽くクリアしますから、政策支援対象の担い手となれるということです。こうして経営規模で四鈴水準に達していませんが、米麦二毛作、裏作野菜地帯の中で基本的な専門層はほぼこれで救え



るといふこととです。担い手特定といっても、現実に福岡県の水田地帯の現場でみれば、専業農家層は基本的にこのあたりで救えるといふふうに見ております。

しかし第二種兼業農家層で、助成対象外農家が当然出てきます。そのような農家からどういう対応が起ってくるのか、生産調整からの離脱、認定農業者層に貸している農地の貸し剥がしといった動きになるのといったことはまだ確認されていません。北九州では、私は、農地の貸し剥がしということにはならないだろうとみています。というのも、とくに大都市からやや距離のある地域に広がる不安定兼業地帯では、基本的には集落営農が組織されて、ほとんど支払い対象になりますので、農地貸し剥がしという現象は目に見える形で起こってこないと考えられるからです。しかし、とくに都市近郊で経営規模が一ないし二畝までの第二種兼業農家層のなかには、「はい、減反やめたよ。米全部作ります」という動きは当然出てくるでしょう。これはもう覚悟せざるをえないだろうと見ています。当然、農協の集荷率が三〇%切っている所が「口口口口」出ているなかで、農協に出荷しないで自分で精米して隣近所なり消費者に売っているわけです。そういう現実には、生産調整からの離脱が目立って出てくるという危惧は当然強まります。そうすると、とにもかくにも集落営農で支払い対象にする以外ないということですね。特定農家層並みのところで先ずは三年間逃げ切れると、その後は法人化で

す。しかしそこで猶予期間は三年だろうと。まとまるなら何とか法人化を提案すべきだということで、リーダーの頑張りが問われると、いふことで、これだけ改良普及員や農協宮農指導員が現場でリードできるかといふことです。

(四) 担い手育成という課題を達成しがたい品目横断的 経営安定対策

そういう中では、担い手育成という課題を品目横断的経営安定対策では達成しがたいと言わざるをえません。「構造改革の加速」のために対象限定した「担い手」のうち、認定農業者の大宗が水田大規模家族経営へ向う動きというのは、米価低迷の中では展望できないわけです。私が北九州で水田農家を前に話す時には、常に、「北海道・青森・北九州から何とかして声を挙げていかないことには、期待するような米政策というのは出てこないよ」ということを強調しています。現実にもう水田大規模家族経営に向う動きというのは、この米価の低迷の中では展望できません。「集落営農」も、対象要件が固執する「経営体化」というのが足かせになっていますから、現実の多様な組織化原理・存在形態とのギャップをなかなか埋められません。また重要品目の生産量と基本的に切り離した支払い方式というのは、自給量の確保もおぼつかないわけです。自給率の向上といふことも困難になると言わざるをえません。

(五) 求められる価格・所得政策の方向

それでは、どういふ方向が価格・所得政策として求められるのかということですか。ここで提案したいわけです。先ず第一に、価格・所得政策は全ての生産・販売者を対象にすべきだということです。農業生産およびそれと不可分である多面的機能の担い手が多様であるという現実から出発するならば、それらの競争と協調を通じて各地域条件に即した形態や組み合わせによって面としての農業構造が持続可能になるという展望のもとに、基本的な価格・所得政策は全ての生産・販売者を対象にすべきであると考えます。現実に北九州では、野菜作経営なり何なりのところ、四鈴という基本のところは崩しましたけれども、これから三年しかもたないだろうと、三年の猶予だということですが、その後次に出てくるのが、国からのものとしてレベルの高い要求、担い手対象の限定は狭まっていますから、三年間だけは何とかなるかもしれないということまで今対応しているわけです。基本的な価格・所得政策は全ての生産・販売者を対象にすべきだということが第一になります。

従ってまた経営安定対策の品目も要再検討です。そして米と生産条件格差是正対策の関係です。米とグタ対策の関係です。WTOドーハ・ラウンド農業交渉が今年内に決着を見て、〇八年度からの関税引下げ・MA米。ミニマムアクセス米拡大が開始されると、

二次関税三四一円/kg がどこまで削減されたらゲタ対策が米に適用されることになるかということなのです。今はこのM/A米、大半は輸出に回したり援助に回したりして、現実に入ってきているSBS方式の、同時売買方式で一〇万tほど入れている主食用米も、国内の価格に影響ないと農水省は言い張っています。だからゲタを履かせないわけです。現実にはSBS米の輸入価格一万三、〇〇〇円が確実に下から国内米価の足を引っ張っていると私は見ますが、農水省は影響を与えていないと言い張っていますからゲタ対策をしないのです。

二次関税が輸入禁止的だからゲタを履かせないと言っけれども、それではどこまで下がったら適用されることになるかという、農水省の基本計算式は、政策支援の対象となる四診規模層全算入生産費、支払い利子や地代等も見ると六〇kg当たり一万三、三九八円というのが全国平均の米生産費です。諸外国の生産費としては、わが国に最も影響を及ぼす中国黒龍江省のジャポニカ米で見ます。国有農場新華農場の生産者（職工農家）です。六年前に私も現場に行つて視察しており、「中国黒龍江省の米輸出戦略」（家の光協会）を出しております。そこで計算をしてみますと、生産者価格は六〇kg当たり一、三四五円です。うち生産費を約五割として六〇kg当たり六七〇円です。適用される関税水準をXとすると、一万三、三九八円÷六七〇円+Xで、X＝一万二、七二八円になります。従つて一kg当た

りの関税水準が一万二、七二八円÷六〇kgで、二二二円一〇銭になった場合にゲタ対策が米にも適用されることとなります。そうすると、わが国がG10の提案だと言っている表3によれば、第二の選択肢です。もしこういう選択をして、ドーハ・ラウンド約束の実施期間が平成十九年、二〇〇八年一月からの五年後ないし六年后にこの関税にまで下がるとしますと、その間は、米価がどんなに下がっていったってゲタ対策の対象にはならないということです。ナラシ対策だけしかないということなんです。これでは稲作農家はもちません。

米については、そういう中では固定型の基準価格（全国平均生産者受取ベース）にもとづく不足払いが絶対に必要です。旧稲作経営安定対策、現稲作所得基盤確保対策・担い手経営安定対策に代えて、固定基準価格にもとづく不足払いを導入する。こうでなくてはならない。基準価格は全国一本の生産者受取ベースで決定し、その水準は当面六〇kg当たり一万四、〇〇〇円でどうでしょう。これは四〜五診規模の稲作農家の全算入生産費に相当します。そこで「全国区平均指標価格―平均流通コスト」がこの基準価格を下回ったら、その差額について全産地銘柄について同一額を補てんする。これによって、政府が基準価格固定の不足払い型政策を拒否してきた「理由」、つまり「安売りモラルハザード問題」を基本的に回避できます。

二番目に生産調整・水田利用複合化（転作）助成・過剰米対策の問題です。米の生産調整は国のプログラムとして継続すべきです。

その根拠は、第一に、二次関税を払って自由に輸入されうる輸入米価格が生産調整廃止時の国産米「需給均衡価格」を上回っている限り、国産米の生産調整による市場価格維持の意義と有効性があります。

第二に、日本の水田を米（食用）以外の作目に利用複合化する必要性は、今後増えることはあっても減ることはありません。そのため政策としても、水田他作物への誘導措置と組み合わせた生産調整が有効です。第三に、国の生産調整プログラムとリンクした直接支払いとして上の不足払いについて、WTO農業合意の「青」の政策のポジションを維持しえます。

さらに、現在の集荷円滑化対策を、豊作以外の要因による過剰にも発動できる過剰米対策に拡充し、その処理価格を一万円、これは米の全国平均物財費相当、あるいは最低でも七、五〇〇円（流動的物財費＋雇用労働費＋支払い利子・地代に相当）に引き下げて実効性を確保すべきです。

麦・大豆については、基本的に品目に対する支払いで生産費を力バーしうる仕組みとすべきです。小麦は現状程度の直接支払い水準とすれば、これと販売価格の合計六〇kg当たりで一万円で作付二畝以上の全算入生産費をカバーすることができます。大豆は直接支払い水準を六〇kg当たり一万二、〇〇〇円とする。現在の交付金等八、

三〇〇円及びそれが前提としている「生産費水準」一萬三、六〇〇円では、作況一〇〇とした全国平均二畝以上生産者（全算入生産費約一萬八、〇〇〇円）でも赤字にならざるをえませんが、新しい直接支払いと販売価格の合計約一萬八、〇〇〇円では力バーすることができません。これらの直接支払いは、現行WTO約束における削減対象の国内支持AMSの範囲内で対応可能です。周知のように、日本AMSの削減約束水準である三兆九、七〇〇億円に対して、二〇〇二年実績は七、三〇〇億円にまで削減しています。三兆二、〇〇〇億円以上の余裕を持っています。この直接支払いをやったからといって、WTO違反にはまったくありません。

水田利用複合化助成として、引き続き麦・大豆・飼料作物を水田における米以外の戦略的作物と位置づけ、一〇kg当たり稲作所得（約六万円）との格差補正のために、水田利用複合化助成を行うべきです。小麦・大豆、上の品目毎水準による直接支払いをした場合、助成額は一〇kg当たり小麦四万五、〇〇〇円、大豆三万五、〇〇〇円程度になります。ただし、米不足払いの基準価格と麦・大豆の直接支払い単価は、それぞれの生産費の動向に応じて見直せばよいでしょう。

もう一点、ご承知のように、国は今回の新たな基本政策の品目横断的経営安定対策で、担い手対象を限定しながらも、農地・水・環境の保全のための支払いというのを同時に設定しようとしています。

都府県では水田二、二〇〇円、北海道は水田が一、七〇〇円でしたか。北海道の支払いで見ると、畑が六〇〇円、草地が二〇〇円でしたか、これに自治体が同額を上乗せできるとされています。そうすると水田一〇、〇〇円当たり一、七〇〇円でその倍額ですから三、四〇〇円、これは大きいです。これはやはり集落協定を結んで農地なり水路をきちんと管理しますという協定があつて初めて支払い対象になるわけです。品目横断の支払い対象としての集落営農とまた違います。活動範囲がさまざま組める水系で相当広い範囲で活動範囲を組んでこの助成金を獲得することも可能です。これは日本型の新しい環境支払いです。これは頑張つてしっかりと確保する必要があるだろうと考えます。

最初にお断りしたように、北海道の畑作地域の専門的な研究者ではありませんので、間接的に北九州ではこうだよという話で、皆さん方には、北海道の問題を独自に検討いただければ幸いです。北九州水田地帯が米麦二毛作、大豆転作地帯であるがゆえに、この北海道に次ぐ低米価の地域でありながら麦・大豆のグタ対策に期待をして、担い手をつくるという運動を迫られているわけです。ますます期間借地が増えるだろうと思います。現在、福岡県稲はせいせい七俵半の反収で、水田の通年小作料は一萬五、〇〇〇円水準にほぼ落ちてきました。しかし、期間借地の地代はほとんど現金支払いはありません。麦作をやった後二回耕して、同時に施肥をしてお返しを

するという形での期間借地です。これで経営規模を拡大して、このグタ対策のこれまでの麦作奨励金、麦作経営安定資金、大豆交付金に相当する助成金を獲得して生き残ろうということです。しかし、全国稲作経営者会議が昨年佐賀県で全国大会を行いました。その時発表された「佐賀宣言」は、私が今日提案している米に対する不足払いを要求するものです。固定目標価格を設定して、その差額を不足払いをすべきだという提案が大規模経営の稲作農家からも上つているということです。

ということ、皆さん方のご期待にそう話になったかどうかは全く自信ありませんが、これで私の話を終わらせていただきます。

(拍手)

質 疑

黒澤 先生、長時間にわたつてのご講演、ありがとうございます。村田先生をお呼びするにあつて、この北海道地域農業研究所の総会が、今WTOの事務局段階で難航している交渉の経過のどの時点に該当するかによつて、先生にお願いするお話もその情勢を踏まえて、変わった形になるのかなと思つておりました。しかし、私どもの予想に反して一時膠着状態になっている段階で今日先生のお話をお聞きしたわけです。前段、WTOを巡つてウルグアイ・ラ

ウンドと異なった様相についてもご解説いただきましたし、また農場レベルまで問題を掘り下げて、我が北海道と共通点と同時にかなり異なった点がある九州、あるいは四国等の地域の問題を克明にご紹介いただきました。最後には、通常私どもの論議の中でも出てくる米等を巡るいわゆる岩盤対策、一定の所得を保障するための絶対に守るべき水準がどこにあるかというようなあたりも言めて、非常に明快なご提言をいただきました。フロアにおられる皆さん方は、まだまだ先生の今回のご講演に關しまして確認したいこと、あるいはさらに新たな意見をお聞きしたいことがおありだと思います。時間も制限がありますけれども、どなたでも結構ですのでこの機会に先生にご質問・意見等をいただければ大変幸いに思います。いかがでしょうか。

今回の先生のお話の中では酪農と北海道の特産であるでん粉用ばれいしょとてん菜についてはお話をいただけませんでした。それらに關連して何らかの形でコメントをいただくことがありましたら、その点でも結構です。また先ほど関税率の削減のレベルと上限関税の問題が今綱引き状態なんです。これはもし先生の独自の見解で、このぐらいの線になるのではないかというようなことをさしつかえない範囲で、コメントしていただきたいと思います。

村 田 何とか上限関税だけは入れさせないでということところで出

したのが、今回のG10のスライド案なんです。従って、上限関税を入れさせない代わりに、この中で最もきついミニマムアクセスの上乗せを吞まされる危険性です。表3の中でミニマムアクセス七六万七、〇〇〇トンが一〇〇万トンを超える水準の妥協を強いられる。それで上限関税を吞まないという、その辺りのつばぜり合いを中川農相はやっているのではないかと思います。しかももう一つ、アメリカは重要品目の枠は1%とっています。これは吞まされる危険性があります。重要品目がグーツと狭められて、しかし上限関税だけは入れさせないで、このスライドのミニマムアクセスを増やすということではないでしょうか。

先ほど言われたてん菜の話ですが、てん菜についてはヨーロッパがどんなに苦しんでいるかご承知でしょうか。全く穀物と同じ水準で支持しています。直接支払いの対象です。なぜかという、EUの場合は、旧植民地アフリカやカリブ海諸国や太平洋諸国の砂糖の問題を抱えているんです。途上国との砂糖を輸入せざるをえない、しかし、てん菜は放棄できない。完全にヨーロッパにおける持続型の畑作農業をやろうと思ったら、輪作物としててん菜を抜かせないところがあるわけです。必死になってこれからは何とか穀物と一緒に支えながら、輪作物の栽培面積を落せない中でこれをバイオディーゼル、バイオエステル型の非食用に向けていく、そのためバックアップをどうとるかということところで対応しようという動き



です。北海道のてん菜についても麦・大豆と直接支払いの水準が同じです。なるほどなあと思いました。環境支払いとの関係でいっても、主張すべきはまさに北海道における国土保全、農地保全にとって決定的な作目としてのてん菜なりばれいしょとしての位置を提起していくことは非常に重要なのではないのでしょうか。

黒澤 ありがとうございます。最後に米の部分に関連して多分先生のご提言のようなことであれば、かなりの苦境に陥っている北海道の稲作についても、情勢が好転するのではないかというような水準の政策を展開すべきだというご提言がありました。今日フロアにお見えになっている中で、JAきたそらちで組合長をやっております黄倉組合長が見えておりますので、先生のお話に対する感想と北海道の実態を踏まえてコメントいただければと思います。よろしく願います。

黄倉 今の先生のお話の中で一番の、米を八割守るという前提で私も取り組んでいますから、問題は生産費を賄えるものをどうやって確保するか。先生は四、五診層の全算入生産費一万四、〇〇〇円、だいたい全国平均で一万四、二〇〇円ぐらい。北海道もそう変わらないですね。これを確保できるという条件ができれば、今国が言っております農地を集積して規模拡大して、北海道という主

業専業、そして担い手を育成するということにつながると思います。

基本は、ここが確保できなければ米生産条件も、おそろしく不耕作地が間もなく出てくるだろうと思っています。さっき先生からお話がありました農地・水・環境保全向上対策、これは私どもも全国の有機農業の仲間が環境庁の責任者と直接二回お話ししていますけれども、基本は二〇〇五年の農業センサスで六五歳以上は五八・五九%近くになりました。二〇〇〇年度は五二・九なんです。誰が守るかということですが、担い手が育成できなくて農地・水・環境対策はできません。その基本はやはり生産費なんです。ですからここに力点を置いて政策が構築されないと、北海道の大規模型の水稻生産条件は、まず壊れていくと思っています。先ほどの先生の提言の中で不足払いのこの提案、生産費およそ一萬四、〇〇〇円をどうやって確保するかという政策構築が基本になりますから、私もここを力点を置いて今いろいろな運動を展開していますけれども、ぜひまた先生の立場からいろいろな所でこのことの主張をいただければありがたいと思っています。

黒澤 突然話題を振りまして、どうもありがとうございました。今、黄倉組合長のお話の中にもありましたように、一萬四、〇〇〇円を若干上回る程度の価格を、どのように保持できるような政策展開をこれから求めていくかということについては、北九州も北海道

も共闘できるというか、連携して政策要求できるのではないかと思います。お話によりますと九州には非常に強力な政治家の先生方もおられるということですので、もし北海道が弱いという点がありましたらそちらのほうのお力も借りながら、先生の提言のように日本全体で頑張っていければと思います。

それでは最後に地域農業研究所の太田原所長から、総括的なコメントをもらえればと思います。

太田原 村田先生、本当にありがとうございました。今のWTO交渉が大詰めに向けて進んでいるという状況の中で、今まで我々が経験したことがなかった品目横断的経営支援というものが、いよいよ今年の秋まき小麦から具体的に実施されるという状況のもとで、この総会でお話を伺うとなると村田先生しかないというふうに私は最初から思っておりました。私と村田先生はもう三〇年以上の付き合いですが、我々と違いました。村田先生は本場の根っからの国際学者で、世界各地から生の情報がいつも入ってくるという中で、いろいろと判断されています。日頃北海道で聞く我々も言めた話とは大分迫力が違っていたのではないかと思います。本当に有り難く思っております。

北海道はどちらかというと経営面積が大きいということで、この直接支払いに対する期待感というのは他の地域より強いのではない

かと思えます。私も期待しておりました。そういう関連から見ると、本日の村田先生のお話はいささかショックな部分がかなりあったのではないのでしょうか。確かにこの品目横断的支援方式というのは、全国の農業団体では道農連が唯一、運動として、要求としてカット・ウルグアイラウンドの終結あたりから一〇年以上要求運動を展開してきたわけです。そういうこともあって、この政策に対する北海道の期待感というのはかなり強かったんですけども、考えてみると道農連はこういうデカップリングは要求したけれども、担い手限定なんていうことは要求の中に全く入っていないわけです。

この前も道農連の方とお会いして、ある意味では長年の要求が実を結んだわけですけれども、「どうですか」ということで聞いたら「いや、これは上手く利用された」という感想を述べておられました。確かにいろいろな人が露骨に言って、とにかくこれで担い手、一部の農家を救って安心させて、その代わりFTA・WTOでは限りなく妥協して自由貿易を進めていくという、そういうことの道具に今のところ位置付けられていると。かなり担い手に対する補助水準は現行水準を保証すると言っているけれども、担い手以外のところで大幅に農業予算を削減するという、そういうところで財政当局ともおそろしく折り合いがついているのだらうと思えます。村田先生のお話にもありましたように、これに対して全中が会長を先頭として猛烈な抵抗をかなりバリアを下げさせて、現場での対応とし

ていろいろ知恵が要求されているところだと思えます。北海道は一〇診ですから、これをまともにとつたらカバー率三五%です。六五%はここから外れるわけで、北海道にとつても大変なことですよ。しかしこれをいろいろな交渉の中で勝ち取った緩和条項です。生かしてどれだけ多くの生産者を政策の対象にするかという、昨年から我々の研究所でも全道を飛び歩いてそういうことを訴えてきたわけです。ですから今日の村田先生のお話は、北海道の実情に全くマッチした内容だったと思っております。

こういう新しい農業保護方策についてどう評価してどう対応するかという、依然として難しい問題を抱えていると思えます。そういう点で、これは村田先生も同じだと思のですが、元々当時のE.Uでデカップリングが始まったという時は、そういう話も私は村田先生から初めて聞いたのですけれども、当時の日本から見ると夢のような話で、日本にも早くこういう政策が欲しいと。ですからこういう要素が政策の中に導入されたこと自体が、私は非常に前進の面があると思えます。それが極めて日本的に歪曲されて選別政策として導入されているところが、今の問題の本質だと思っております。そのところを、せっかく導入された良い要素をどういうふうに健全な制度として、文字通り新しい方式の農業保護政策として太らせしていくか、そういうことに対するコメントが今日は最後のところで大分出されたのではないかと思います。

村田先生の考えは基本的に「青」の政策としての品目別不足払い方式でのデカップリングです。そういうことを提起されて、これだと非常にわかりやすいし担い手の幅もグンと広がっていく。こういう希望の持てる方式に転換させていく課題というものを、今日は提起していただいたのではないかと思います。今全国的に生産者や農協と同じ目線で、現場を走り回りながら一緒に考えていくというタイプの方がだんだん減ってまいりまして、村田先生は西日本を一手に引き受けて走り回っている、大変お忙しい中を無理にお願いしたのですが、それだけのおみやげを持って来ていただいたと、本当にお礼を申し上げて挨拶に代えたいと思います。どうもありがとうございました。

黒澤 今の太田原所長の話の中でもEUに対する我々の感覚というのが実態と乖離した部分があったことを感じました。先生のお話の中で、理想的な農業保護のモデルとしてのEUにおける政策展開というのなかなか難しい問題を抱えているということを、私どもに新たに解説をしていただきました。またEUとG10に所属する日本とが新たな形で手を結ぶというような要素が全くないのかどうかということも、非常に考えさせられる問題だと思いました。

戦略的な目標としては、担い手の要件というのを外すというのが先生のお話の中での骨子だという具合にお伺いしましたが、戦術的

な目標としては今出されている政策を、実をとるという意味で農地・水・環境保全向上対策事業等も、自らの現地の農業改革に結びつける方策にするよう知恵を絞るべきだというご提言だったと受け取りました。我々に貴重な示唆を与える多くの情報をご提供いただきまして、会場の皆様、再度村田先生にお礼の拍手をいたしまして、感謝の気持を表したいと思います。

村田 今日お話ししたのは、私一人でつくり上げたものではありませんで、九大農政学の磯田宏助教、それからJA福岡中央会の水田農業対策部の高武孝充実部長の三人で編集して、今日お話ししたものを丸ごと書いた「新たな基本計画と水田農業の展望―北九州農業と「構造改革農政」(筑波書房)が六月一〇日に出版されます。今日の話で分かりにくかったところはそこに詳しく書いてありますので、ぜひお読みいただければと思います。(拍手)

黒澤 刊行される著作について私どももしっかり勉強したいと思いますが、願わくは北海道農業を素材にした著作も出していただきたいと思いますので、その点も願ってお礼に代えさせていただきます。(拍手)